

令和6年7月11日

## スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）の移管について

(スポーツ振興課)

### 1 スポーツ行政を取り巻く状況について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）では、スポーツに関することは、教育委員会の職務権限とされているが、平成19年に「地教行法」が改正され、地方公共団体は、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）を首長が所管できることになった。

この法改正について文部科学省は、「地域の実情や住民ニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所管することとする趣旨から行うもの。」としている。

この法改正以降、多くの地方公共団体でスポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）の移管が行われている。（政令市20市 市中14市）

現在、本市では、34のスポーツ施設を公の施設として管理運営しているが、そのうち教育委員会所管施設は、中央体育館や清水総合運動場など22施設、市長部局所管施設は、清水日本平運動公園やふれあい健康増進館など12施設となっている。（学校等夜間照明施設を除く。）

### 2 本市のスポーツ行政について

#### （1）静岡市スポーツ推進計画

本市は、計画的かつ総合的にスポーツを推進するため、「第2期静岡市スポーツ推進計画（2023-2030）」を策定している。

本計画では、スポーツが持つ力（「心や体を元気にする力」や「まちを賑やかにする力」）は、本市のまちづくりに欠かせないものとしている。

今後、市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりを全庁的に進めるため、スポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制の構築は有効であると考えている。

#### （2）市民のスポーツに対する意識

近年、自らが行っているスポーツを「学校体育から派生するスポーツ」や「社会教育としてのスポーツ」として捉え、実施している市民は極めて限定的である。多くの市民は、もっと気軽に行なういわゆる「市民スポーツ」や「個として楽しむスポーツ」という感覚でスポーツをしている。

したがって、スポーツに関する事務の所管を教育委員会から市長部局へ移管することについて、市民生活上、大きな影響を与えないと認識している。

### 3 事務の移管について

#### (1) 事務の移管について

上記2で述べたとおり、市民に身近なスポーツの一層の振興及びスポーツの持つ力や魅力を活用したまちづくりを全庁的に進めるため、スポーツ行政を一体的、総合的かつ効率的、効果的に推進する体制の構築は有効であり、かつ現在の市民の意識を捉えても、市民に不利益を生じさせる想定もないことから、現在教育委員会が所管しているスポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く）を市長部局に移管したい。

#### (2) 事務移管の時期 令和6年度中

#### (3) 事務移管の手続き

「地教行法」第23条（職務権限の特例）に基づき、条例の定めるところにより、スポーツに関する事務を市長に移管する。

その他必要な条例改正、規則の廃止・新設する。

#### (4) 移管事務の概要

補助執行している事務（スポーツ振興課）

- ・ スポーツ及びレクリエーションに関すること。
- ・ スポーツ施設の管理に関すること。
- ・ 学校体育施設等の利用に関すること。
- ・ 特別支援教育センター体育施設の利用に関すること。
- ・ スポーツ推進委員に関すること。
- ・ スポーツ推進審議会に関すること。

#### (5) 関連条例について

改正が必要な条例 11本

静岡市総合運動場条例	静岡市体育館条例
静岡市城北運動場条例	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例
静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例	静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例
静岡市スポーツ広場条例	静岡市清水駅東口クライミング条例
静岡市キャンプ場条例	清水庵原球場条例
静岡市蒲原プール条例	

### 4 事務の移管に伴う留意事項

スポーツに関することを教育委員会の所管としている現在の体制は、学校体育と社会体育を切れ目なく推進できる体制であると言える。このため、スポーツに関する事務（学校体育に関するものを除く。）を市長部局に移管した場合においても、これまで同様に学校体育と社会体育の連携を図る必要がある。

また、本市においては、エリア制部活動（シズカツ）を進めており、シズカツの支援（大会開催時の会場確保など）の継続には、留意する必要がある。

これらのことから、事務の移管に伴い、学校体育と社会体育（市民スポーツ）双方に支障が生じないよう、これまで同様以下の体制を継続することが必要と考える。

- ・スポーツ基本法第 31 条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議する「静岡市スポーツ推進審議会」の委員について、学校体育関係者の委員就任をこれまで同様継続する。
- ・現在、スポーツ振興課及びスポーツ交流課に配置されている学校教員（指導主事）について、今後も継続して配置する体制とする。

## 【参考資料】

### 1 関係法令

#### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十三 スポーツに関すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

三文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四文化財の保護に関すること。

#### ○ スポーツ基本法

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市町村の**教育委員会**(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の**教育委員会の意見を聴かなければならない。**

#### ○ 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(補助執行)

第 2 条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち次の表の左欄に掲げる事務を、市長の補助機関たる職員のうち総務局、市民局、観光交流文化局、子ども未来局及び区役所に関する事務を担当する副市長並びに同表右欄に掲げる職員(以下これらを「補助執行職員」という。)に補助執行させる。

9 スポーツ及びレクリエーションに関すること。

10 スポーツ施設の管理に関すること。

11 学校体育施設等の利用に関すること。

- 12 特別支援教育センター体育施設の利用に関する事。
- 13 スポーツ推進委員に関する事。
- 14 スポーツ推進審議会に関する事。